

盛土規制法に関する技術的基準(案)に係る意見募集の結果及び県の考え方について

令和 7年10月3日
福岡県 開発・盛土指導課

盛土規制法に関する技術的基準(案)について、令和7年8月1日から令和7年9月1日までの間、御意見を募集しましたところ、1件の御意見の提出がありました。

御意見の概要及び御意見に対する考え方を下記のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

No	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>第2章 擁壁に関する技術的基準 内径50mmの水抜き穴の場合は2㎡に1箇所以上、内径75mm以上の水抜き穴の場合は3㎡に1箇所以上とありました。 確か、開発許可・宅地防災法令要覧で、改正前の宅造法の過去の国と都道府県での照会のなかには、法文どおりの75ミリ以下の水抜き穴は認めない回答がされていたかと思えます。</p>	<p>改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法の技術的基準については、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令の規定はもとより、実運用のための細部について規定する必要があるため、国から技術的助言として示された「盛土等防災マニュアル」や他法令の規定なども参考として検討を行っております。 その際、現行の他法令による運用との整合を図る観点から、「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準(福岡県建築都市部都市計画課)」の規定を考慮のうえ、県としては、擁壁の水抜き穴については、原案に記載の内容にて運用することとしております。</p>